

秋田県告示第21号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成28年1月13日

秋田県知事 佐竹敬久

1 秋田県民会館

(1) 指定管理者の住所及び名称

秋田市新屋町字砂奴寄4番6
一般財団法人秋田県総合公社

(2) 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

2 秋田県総合生活文化会館

(1) 指定管理者の住所及び名称

秋田市保戸野すわ町6番16号
厚生ビル管理株式会社

(2) 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで